

船舶事故調査報告書

令和7年5月28日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	転覆
発生日時	令和6年9月22日 05時30分ごろ
発生場所	岡山県笠岡市正頭漁港東方沖 正頭港一文字防波堤南灯台から真方位088° 930m付近 (概位 北緯34° 27.9′ 東経133° 34.1′)
事故の概要	漁船福丸は、操業中、転覆した。
事故調査の経過	令和6年11月28日、主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	漁船 福丸、0.9トン
船舶番号、船舶所有者等	OY3-20842（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、二級小型
負傷者	なし
損傷	船外機に濡損
気象・海象	気象：天気 雨、風向 西、風力 2～3、視界 良好 海象：波高 約1m、波向 西、潮汐 下げ潮の末期 笠岡市には、9月21日18時22分に強風・波浪注意報が発表され、本事故時も継続中であった。
事故の経過	本船は、船長ほか1人（以下「乗組員A」という。）が乗り組み、正頭漁港東方沖で定置網漁を行う目的で、同漁港を出港した。 船長は、本船を東方に向けた状態で、船首を係留索で定置網に繋いで操業中、徐々に西寄りの風が強くなり、波も高くなって甲板上に船尾方から波が打ち込むようになってきたので、操業を中断して帰港することとした。 本船は、船長が船首の係留索を定置網から放して、船長の指示で乗組員Aが船外機を後進にかけたところ、船尾から大量の海水が打ち込み、右舷側に傾いて転覆した。 船長及び乗組員Aは、船底につかまっていたところ、陸上からの目撃者が漁業協同組合へ連絡し、同組合が海上保安庁へ本事故発生を通報した後、僚船により救助された。 本船の船尾の乾舷は、約30cmであった。 船長は、笠岡市に強風・波浪注意報が発表されていることを知っていたが、出港時には波も高くなく、近場での漁なので気象が悪化すればすぐに帰港すればよいと思い出港した。 船長及び乗組員Aは、救命胴衣を着用していなかった。 (写真1 参照)

	本船 写真1 本船 (付図1 事故発生場所概略図 参照)
分析	本船は、強風・波浪注意報発表状況下、出港したことから、操業中に船尾方から波が打ち込み海水が甲板に滞留し、転覆したものと考えられる。 船長は、出港時には波も高くなく、近場での漁でもあり気象が悪化すればすぐに帰港すればよいと思ったことから、出港したものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、強風・波浪注意報発表状況下、出港したため、操業中に船尾方から波が打ち込み海水が甲板に滞留し、転覆したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・ 乾舷の小さい小型船舶の船長は、小型船舶は風波の影響を受けやすいことを念頭に、強風及び波浪が予想される場合は、出港しないこと。 ・ 船長は、救命胴衣を着用するとともに他の乗船者にも救命胴衣を着用させること。

付図1 事故発生場所概略図

